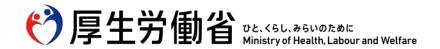
資料1

令和5年度 江戸川区健康づくり推進協議会 令和6年2月8日(木)

健康日本21(第三次)について

令和5年度地域・職域連携推進関係者会議資料より抜粋

千葉大学医学部附属病院 客員教授 佐藤 大介



令和5年10月13日(金)

令和5年度地域・職域連携推進関係者会議

資料1

健康日本21(第三次)について

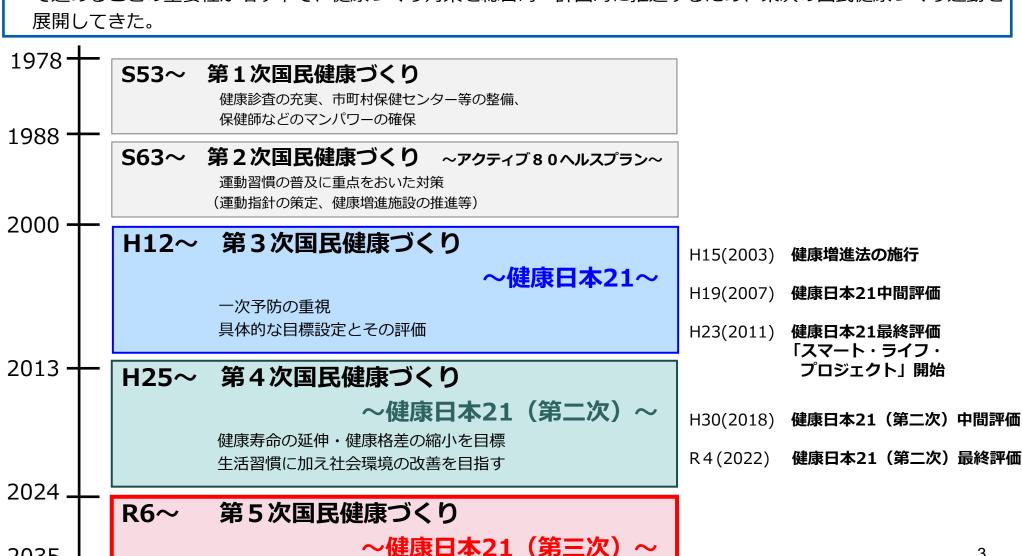
厚生労働省 健康·生活衛生局 健康課 課長 山本 英紀

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

我が国における健康づくり運動

2035

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体 で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を 展開してきた。



健康増進法に基づく基本方針と健康増進計画

健康増進法

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

基本方針(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針:大臣告示)

国民健康づくり運動を進める上での基本方針。「国民健康づくり運動プラン」と呼称。以下の事項について定める。

- ①国民の健康の増進の推進に関する**基本的な方向**
- ②国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- ④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する**調査**及び研究に関する基本的な事項
- ⑤健康増進事業実施者間における**連携**及び協力に関する基本的な事項
- ⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する**正しい知識の普及**に関する事項
- (7)その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

都道府県

・基本方針を勘案し、**都道府県健康増進計画**を策定 (義務)



国民健康づくり運動 の展開

市町村 (特別区含む) ・基本方針・都道府県健康増進計画を勘案し、市町村健康増進計画を策定(努力義務)

健康日本21 (第三次)の全体像

○ 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、<u>「誰一人取り残さない健康づくり」</u>を推進する。 また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、<u>「より実効性をもつ取組の推進」</u>に重点を置く。

ビジョン全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない 健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特性を踏まえた 健康づくり

性差や年齢、ライフコースを 加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ

自然に健康になれる環境づくり の構築

多様な主体による健康づくり

産官学を含めた様々な担い手の 有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で 国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた 健康づくり

より実効性をもつ取組

(Implementation)

目標の設定・評価

エビデンスを踏まえた目標設定、 中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示

自治体の取組の参考となる 具体的な方策を提示

ICTの利活用

ウェアラブル端末やアプリ などテクノロジーを活用

健康日本21 (第三次) の新たな視点

○ 「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①女性の健康については、これまで 目だしされておらず、性差に着目した 取組が少ない



女性の健康を明記

「女性の健康」を新規に項目立て、 女性の健康週間についても明記 骨粗鬆症検診受診率を新たに目標に設定

②**健康に関心の薄い者**など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようなアプローチが必要



自然に健康になれる環境づくり

健康に関心の薄い人を含め、本人が無理 なく健康な行動をとれるような 環境づくりを推進 ③行政だけでなく、**多様な主体**を 巻き込んだ健康づくりの取組を さらに進める必要



他計画や施策との連携も 含む目標設定

健康経営、産業保健、 食環境イニシアチブに関する目標を追加、 自治体での取組との連携を図る ④目標や施策の概要については記載があるが、**具体的にどのように現場で取組を 行えばよいか**が示されていない





アクションプランの提示

自治体による周知広報や保健指導など 介入を行う際の留意すべき事項や好事例 集を各分野で作成、周知 (栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、喫煙など)

⑤PHRなどICTを利活用する取組は 一定程度進めてきたが、さらなる推進が必要



個人の健康情報の見える化・利活用 について記載を具体化

ウェアラブル端末やアプリの利活用、 自治体と民間事業者 (アプリ業者など) 間 での連携による健康づくりについて明記

主な目標

○ 基本的な方向に沿って、目標を設定。健康(特に健康寿命の延伸や生活習慣病の予防)に関する<u>科学的なエビデンスに基づく</u>こと、継続性や事後的な 実態把握などを加味し、データソースは<u>公的統計を利用する</u>ことを原則。目標値は、直近のトレンドや科学的なエビデンス等も加味しつつ、原則として、 健康日本21(第二次)で未達のものは同じ目標値、**目標を達成したものはさらに高い目標値**を設定。(全部で51項目)

目標	指標	目標値	
健康寿命の延伸と健康格差の縮小		•	
健康寿命の延伸	日常生活に制限のない期間の平均	平均寿命の増加分を上回 る健康寿命の増加	
個人の行動と健康状態の改善		•	
適正体重を維持している者の増加(肥満、若年女性のやせ、 低栄養傾向の高齢者の減少)	BMI18.5以上25未満(65歳以上はBMI20を超え25未満)の者の割合	66%	
野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	350 g 40% 60%	
運動習慣者の増加	運動習慣者の割合		
睡眠時間が十分に確保できている者の増加	睡眠時間が $6\sim9$ 時間(60 歳以上については、 $6\sim8$ 時間)の者の割合		
生活習慣病(NCDs)のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	10% 12% 1,350万人	
喫煙率の減少 (喫煙をやめたい者がやめる)	20歳以上の者の喫煙率		
糖尿病有病者の増加の抑制	糖尿病有病者数(糖尿病が強く疑われる者)の推計値		
COPD(慢性閉塞性肺疾患)の死亡率の減少	COPDの死亡率(人口10万人当たり)	10.0	
社会環境の質の向上		•	
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシ アチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されて いる都道府県数	47都道府県	
健康経営の推進	保険者とともに健康経営に取り組む企業数	10万社	
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり(女性の健康	関係)	1	
若年女性のやせの減少	BMI18.5未満の20歳~30歳代女性の割合	15%	
生活習慣病 (NCDs) のリスクを高める量を飲酒している女性の減少	1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	6.4%	
骨粗鬆症検診受診率の向上	骨粗鬆症検診受診率	15%	

地域・職域連携の推進について



地域・職域連携推進事業の背景①

乳幼児

思春期

働き盛り 世代

高齢者

地域保健

- <対 象>乳幼児、思春期、働き盛り世代、高齢者
- <根拠法令>地域保健法、健康増進法、老人保健法、母子保健法
- <目 的>生涯を通じてより健康的な生活を目指した健康管理・保健 サービスを提供する

職域保健

- <対 象>就業者
- <根拠法令> 労働基準法、労働安全衛生法
- <目 的>就業者の安全と健康の確保のための方策の実践を事業者、就業者 に課している

医療保険制度

- <対 象>就業者(社会保険)、地域住民や自営業(国民健康保険制度)
- <根拠法令>健康保険法等
- <目 的>国民が安心して医療を受けるための制度
- ※必ずしもそれぞれの目的が一致しているわけではない。 しかし、提供している保健サービスには共通したものがある。

地域・職域連携推進事業の背景②

急速な高齢化と生活習慣病の増加

生活習慣の改善 = 個人の主体的な健康づくりへの 取り組みが必要。 生涯を通じて継続 した健康管理支援 が必要

これら 問題解決 のために・・・

青壮年層を対象にした保健事業

健康増進法・労働安全衛生法・健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律等にて行われ、 制度間のつながりが明確でない。 地域保健・職域保 健で抱える対象者 の健康情報が異なり、継続した保健 指導が困難

地域保健地域保健

青壮年層を対象とした保健事業における課題

地域全体の健康状況が把握できない。

退職後の保健指導が継続できない。

働き盛り世代から の継続した保健事 業が必要 健康情報と 保健事業を共有

地域・職域連携によるメリット

効果的・効率的な保健事業の実施

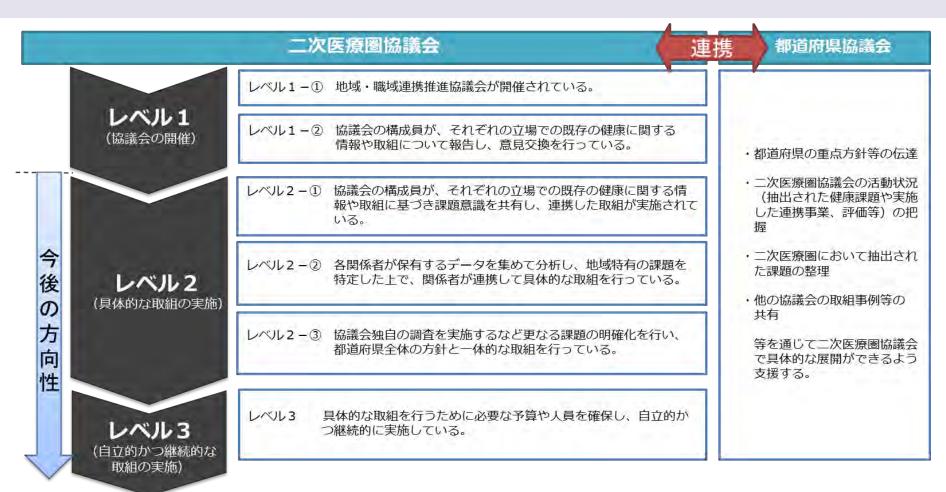
- (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、 地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
- (2)保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、 受けることができる。
- (3)保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- (4)地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能と なる。

これまで支援が不十分だった層への対応

- (1)働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、 生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
- (2)被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能と なる。
- (3)小規模事業場(自営業者等も含む)等へのアプローチが可能となり、 労働者の健康保持増進が図られる。

地域・職域連携推進協議会の成長イメージ

- 地域・職域連携推進協議会の運営や取組のレベルを把握し、今後どのように 発展させていくのかイメージをもって取り組む必要がある。
- そのイメージをもつために、以下のモデルを活用する。



出典:地域・職域連携推進ガイドライン(令和元年9月改訂)

目次

- 1. 保険者による予防・健康づくりの推進(総論)
- 2. 保険者による予防・健康づくりの取組
 - ①第4期特定健診・特定保健指導
 - ②第3期データヘルス計画(保健事業の実施計画)等

データヘルス計画とは

● 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

第四 保健事業の実施計画(データヘルス計画)の策定、実施及び評価

保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(以下 「実施計画」という。)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

⇒ 平成27年度からの第1期データヘルス計画では、全健保組合・全協会けんぽ支部が計画を策定。

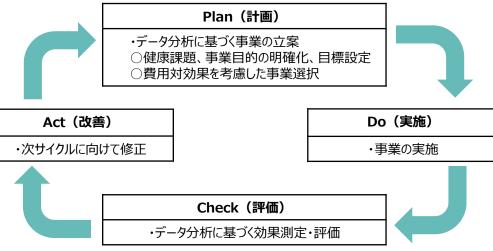
平成30年度からの第2期データヘルス計画は、本格稼働としてさらなる質の向上を目指す。

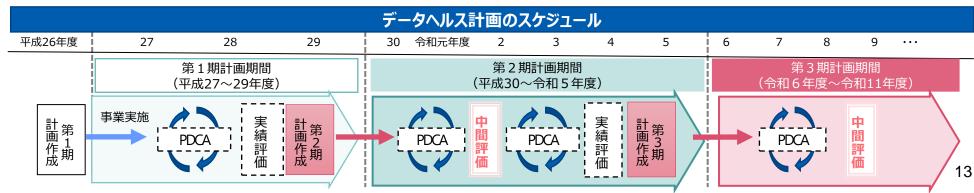
令和6年度からの第3期データヘルス計画はデータヘルス計画の標準化の推進及び効率的・効果的なデータヘルスの更なる普及を進める。

「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・ 効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための 事業計画

ねらい:「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時 に図る。





国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き【改正のポイント】

- 共通の評価指標を設定するにあたっては、計画の策定等に必要なものであり、かつKDBシステムから算出できるものや他計画等で把握すべき 指標等、可能な限り、保険者が情報収集しやすいものとする。
- 共通の評価指標は、**都道府県と域内保険者とが相談の上、設定**するものであるが、共通の評価指標例を以下のとおり例示する。。
- 計画の標準化は、保険者の健康課題を効果的・効率的に解決するために行うものであり、各保険者において最低限把握すべき情報や評価指標等を統一するものである。

すべての都道府県で設定することが望ましい指標(例)

指標(例)	分母	分子	考え方(指標の必要性)					
①特定健康診査実施率	特定健康診査対象者数	特定健康診査受診者数	特定健康診査の対象者が実際に受診したかを測るアウトプット指標実施率が低い場合、特定健康診査で早期発見が可能であったはずのメタボリックシンドローム該当者等を発見できず、特定健康診査の効果が下がる					
②特定保健指導実施率	特定保健指導対象者数	特定保健指導終了者数	特定保健指導の対象者が実際に保健指導を受け終了したかを測るアウトプット指標実施率が低い場合、メタボリックシンドローム該当者等に適切な保健指導ができず、特定保健指導の効果が下がる					
③特定保健指導による特定保 健指導対象者の減少率	昨年度の特定保健指導 の利用者数	分母のうち、今年度は 特定保健指導の対象者 ではなくなった者の数 (※)	・特定保健指導による効果を評価するアウトカム指標 ・特定保健指導の実施体制や保健指導の技術的な面等が 適切だったかを検討する際に活用する					
④HbA1c 8.0%以上の者の割 合	特定健康診査受診者の うち、HbA1cの検査結果 がある者の数	HbA1c 8.0%以上の者 の数	・血糖コントロール不良者数の状況を測るアウトカム指標 標 ・糖尿病重症化予防の取組が適切だったかを検討する際 に活用する					

- ①~③は、法定報告の数値を用いて算出することを基本とする。 ※詳細は、法定報告に関する通知を参照して集計を行う。
- ④は、国保データベース (KDB) システムを用いて算出することを基本とする。この場合、該当年度 (4月1日~3月31日) の集計値、KDBシステムであると翌年度の11月処理時点以降の値を参照する。それ以前における値を暫定値として用いても良い。
- ※ 上記指標とは別に、「地域の実情に応じて都道府県が設定する指標(例)」があり、「血圧が保健指導判定値以上の者の割合」、「前期 高齢者のうち、BMIが20kg/m²以下の者の割合」、「運動習慣のある者の割合」等の指標を例示している。

国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き【改正のポイント】

2. 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出・明確化

- 健康課題の抽出・明確化のための分析としては、疾病間の比較(死亡や医療費に占める割合が高い疾病等)、地域間の比較(全国、都道府県 内、他の保険者との比較、保険者内の地域間の比較等)、時間による比較(悪化・改善している指標等)、目標値との比較等が有用である。
- 上記の分析結果に基づき、健康課題を抽出・明確化し、関係者と共有し、優先して解決を目指す健康課題を選定し、優先順位を決める。

3. データヘルス計画(保健事業全体)の目的、目標、目標を達成するための戦略

- 目的は、計画の策定により**数年後に実現しているべき「改善された状態」**や、被保険者に期待する変化を示すものであり、抽出された健康課題 と対応して設定する。
- 目標は、**健康課題と対応して設定した目的に到達**するため、各年度、計画の中間年度等といった経過ごと、異なる視点ごと等に設定し、目標値 には、理想として目指したい値(期待値)、一応満足できる値(充足値)、最低限達成すべき値(限界値)の3種類の考え方がある。ひとつの計画の 中で指標によって混在して設定する場合も多い。
- 目標には、短期的な目標(原則、年度ごと)と中長期的な目標(計画の最終年度までに達成を目指す)を設定する。
- 抽出された健康課題や保健事業全体の目標、目的を踏まえて、健康課題を解決し、目標を達成するための戦略(地域資源・ICT・委託の活用、 有識者等の支援、その他創意工夫をした取組等)を設定する。

4. 健康課題を解決するための個別の保健事業

ア. 計画に記載する保健事業の選択・優先順位付け等

- 健康課題や目標を十分に踏まえて、全ての保険者が取り組むべき保健事業に加えて、幅広な内容の保健指導、非肥満者への保健指導、重 複・頻回受診者対策、重複・多剤服薬者対策など、保健事業を選択・優先順位付けする。
- 75歳に達すると**後期高齢者医療制度の被保険者**となることを踏まえ、前期高齢者の多くが加入する市町村国保においても、地域包括ケアシ ステムの構築に向けて、広域連合とも連携しつつ健康・医療情報等の共有・分析を進め、生活習慣病の重症化予防に加え、高齢者の特性を踏 まえた、保健事業の選択を行うよう努める。
- また、令和2年度以降、広域連合と市町村は一**体的実施を開始**しているため、市町村における保健事業の実施を検討する際には、75歳以上 の高齢者に対する課題や目標について、広域連合と共有したうえで、検討を進めることが重要である。

イ. 個別の保健事業に係る目的、目標、評価指標の設定、実施内容等の明確化

○ 計画に盛り込む個別の保健事業については、**事業内容を評価可能なものとする**とともに、同様の健康課題を抱える保険者との取組の比較が 可能となるよう、保健事業ごとに「目的」、「目標」、「評価指標」、「対象者」、「事業内容」、「実施方法」、「評価体制・方法」、「実施体制」、「実施ス ケジュール」、「実施期間」、「実施場所」等を整理し、計画に記載し、目標の設定は、保健事業全体の目標設定と同様に、短期的な目標、中長期 的な目標を設定する。

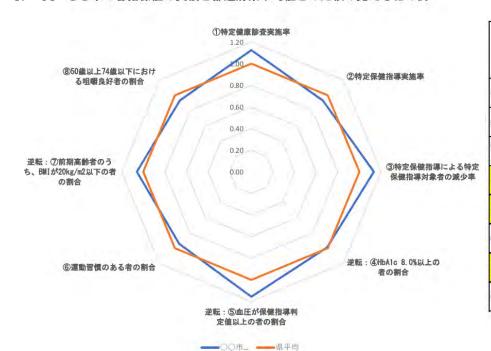
ウ. 個別の保健事業とデータヘルス計画の関係

- データヘルス計画は**保険者の健康課題を解決するための計画**であり、個別の保健事業の計画を単純に1つにまとめたものではない。
- 〇 データヘルス計画は、保険者の健康課題、計画の目的、目標、目標を達成するための戦略、個別の保健事業、それらの評価に必要な評価項 19 目と目標値等を体系的に統合したものである。

国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き【改正のポイント】

- 5. 個別の保健事業及び個別の保健事業の評価に基づくデータヘルス計画(保健事業全体)の評価・見直し
 - ア. 個別の保健事業の評価・見直し
 - <u>個別の保健事業の評価は年度ごと</u>に行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の 達成状況を確認する。
 - <u>目標の達成状況が想定に達していない場合</u>は、<u>ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認</u>の上、<u>目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討</u>して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。
 - イ. 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し
 - <u>設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、年度ごと</u>、中間時点等計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行うことを計画に記載する。
 - また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該<u>最終年度の上半期に仮評価</u>を行うことなどについても考慮する。
 - 計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、<u>短期では評価が難しいアウトカム(成果)指標を中心とした評価指標による評価</u> を行う。

【参考】〇〇市の各指標値の実績と都道府県平均値との比較の見える化の例



				(単位: %)
	レーダーチャートの数値		実績値	
	OO市 (a/b or(100- a)/(100-b))	県平均	OO市 (a)	県平均(b)
①特定健康診査実施率	1.13	1, 00	45	40
②特定保健指導実施率	0. 93	1, 00	28	30
③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少 率	1.13	1, 00	17	15
逆転: @HbA1c 8.0%以上の者の割合	0.99	1, 00	3	2
逆転:⑤血圧が保健指導判定値以上の者の割合	1.16	1, 00	48	55
⑥運動習慣のある者の割合	0.94	1, 00	33	35
逆転:⑦前期高齢者のうち、BMIが20kg/m ² 以下の 者の割合	1.06	1.00	10	15
⑧50歳以上74歳以下における咀嚼良好者の割合	0.93	1.00	70	75
/注/ 数体は おこ ご ちを休用			-	

(注)数値は、ダミーデータを使用。

(単位: %)